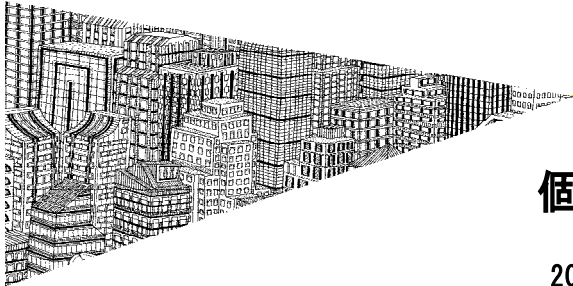


ニュースレター

2012年2月



個人所得税（PIT）

2011 年度の PIT 確定申告に関するガイダンス

2012 年 1 月 17 日、税務総局より 2011 年度の PIT 確定申告のガイドラインとなる Official Letter 230/TCT-TNCN (OL230) が発行されました。

2011 年度の PIT 確定申告手続きは 2010 年度のものとは比べ、多くの変更はありません。給与・賃金所得に対する 2011 年度の PIT 確定申告の特筆すべき重要な点を以下に記します。

課税年度

OL 230 は初年課税年度の確定に関する 2011 年 2 月 11 日付け OL486/TCT-TNCN のガイダンスを繰返し言及しています。具体的には、ベトナムに来た最初の西暦年度に居住者と見なされ、12 月 31 日まで滞在する場合、当年度の 1 月 1 日から 12 月 31 日までのグローバルの課税所得の申告をしなければなりません。税金を計算する際に、12 ヶ月の扶養控除、及び海外で納付した税額の控除（証票を有する）ができます。

ベトナムに入国した最初の西暦年度に 183 日間未満で滞在し、継続する 12 ヶ月に於いて（ベトナムに来た最初月から計算）183 日間以上滞在する場合、最初の課税年度はベトナムに来た月から継続する 12 ヶ月までの月となります。次の課税年度は当該年度の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとなります。第 2 課税年度の税額の計算時に、第 2 課税年度に重複した期間に相応する最初の課税年度の税額が控除できます。

要約

- ▶ 税務総局のOL 230/TCT-TNCN は2011年度のPIT確定申告のガイドラインを示しています。

▶ 課税所得

給与・賃金所得は以前に発行されたPITに関する法的文書に従って計算されます。

業務シフトの最中の食事代は2011年04月26日付けCircular 12/2011/TT-BLDTBXHに規定された限定額（例：2011年5月1以前は550,000VND/月、2011年5月1日以降は620,000VND）未満の場合、課税所得として計算されません。

納税者の2010年12月の給与・賃金を2011年1月に支払った場合、2011年度の課税所得として2011年度の確定申告に計上しなければなりません。

▶ 扶養控除

- ▶ 個人は育成義務が生じた月から扶養控除を受けることができます。但し、納税者は規定に従って扶養登記を行わなければなりません。
- ▶ ベトナムに居住する外国人はベトナムで課税される月からベトナムを出国するまで、基礎控除を受けることができます。
- ▶ **累進課税表の第1レベルまでが課税される事業所得、給与所得に対する免税額は以下通りに計算されます：**

$$\text{免税額} = \frac{\text{通常 2011 年度の個人所得税} * 5 \text{ ヶ月}}{12 \text{ ヶ月}}$$

▶ 税金還付

- ▶ 確定申告の委任状を有する、個人の代わりに確定申告を行なう所得支払者に対する税金還付：

所得支払者は確定申告を委任した個人の不足・過剰に納付した税額を相殺します。相殺した後にも税額の過払いとなる場合、所得支払者は税関当局に税金還付申請書類を提出します。

- ▶ 自己で税務当局に確定申告手続きを行なう事業・給与所得がある個人に対する税金還付

個人は事業、給与所得がある場合、還付税額が発生した場合、税金還付手続きを遂行する必要がなく、還付申請税額を確定申告書 09/KK-TNCN 様式の「還付申請税額」の項目に記載をします。

▶ 提出締め切り

2011年度の確定申告書類の提出締め切りは2012年3月30日です。

お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Ronelle Acheron ronelle.acheron@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young
Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000217

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn